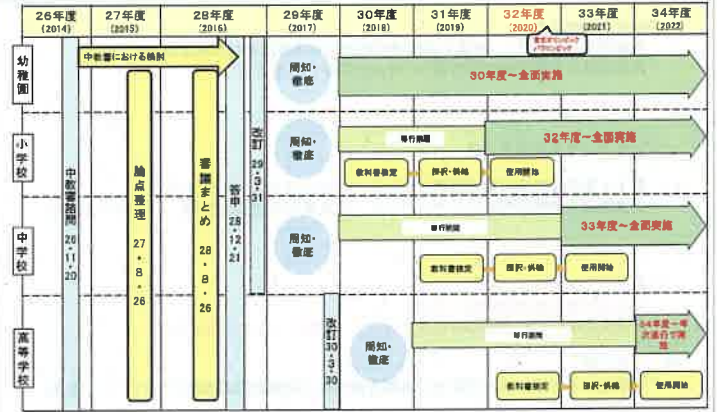


# 児童生徒の学習評価の在り方について(報告) 概要

## 今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学校・中学校)は、平成28年4月28日に改訂告示を公示。特別支援学校学習指導要領(高等学校)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

## 学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む  
「**社会に関わられた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

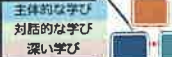
どのように学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など  
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を創造的に示す  
学習内容の削減は行わない。

主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成  
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善



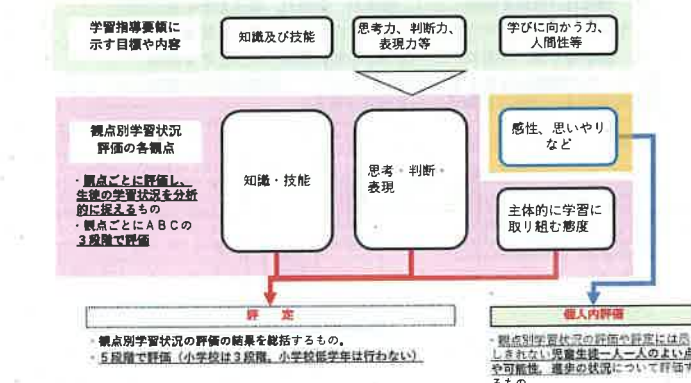
## 学習指導要領(平成29年3月31日公示)における「目標」及び「内容」の構成

各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で表現

目標	内容
<p>小学校学習指導要領 &lt;改訂後&gt;</p> <p>第2章 各教科 第1節 国語 第1目標 国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め読書を楽しむ態度を育てる。</p>	<p>小学校学習指導要領 &lt;改訂後&gt;</p> <p>第2章 各教科 第1節 国語 第1目標 言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】 (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】 (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】</p>
<p>中学校学習指導要領 &lt;改訂後&gt;</p> <p>第3節 数学 第2 各学年の目標及び内容 【第1学年】 2 内容 A 数と式 (1) 正の数と負の数の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数の数を用いて数式を考察することができるようにする。 ア 正の数と負の数の数の必要性と意味を理解すること。 イ 小数の学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。 ウ 正の数と負の数の数の四則計算をすること。 エ 具体的な場面等で正の数と負の数の数を用いて表したり処理したりすること。</p>	<p>中学校学習指導要領 &lt;改訂後&gt;</p> <p>第3節 数学 第2 各学年の目標及び内容 【第1学年】 2 内容 A 数と式 (1) 正の数と負の数の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】 (イ) 正の数と負の数の数の必要性と意味を理解すること。 (ウ) 正の数と負の数の数の四則計算をすること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】 (ウ) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の数の四則計算の方法を考察し表現すること。 (イ) 正の数と負の数の数を具体的な場面等で活用すること。</p>

## 各教科における評価の基本構造

各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの(目標準拠評価)としたが、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



※この図は、現行の取扱いに「答申」の指針や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえて作成したものである。

## 【参考】「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)補足資料 P445

### 各教科等の評価の観点のイメージ(案)

観点(例)	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>各観点の留意のイメージ(例)</p> <p>※具体的な記述については、各教科等の特質を踏まえて検討</p>	<p>(例) ○○を理解している/○○の知識を身に付けている ○○することができる/○○の技能を身に付けている</p>	<p>(例) 各教科等の特質に応じられる見方や考え方を活用して探究することを通じて、考えたり判断したり表現したりしている</p>	<p>(例) 主体的に知識・技能を身に付けたり、思考・判断・表現をしようとしていたりしている</p>

児童生徒の学習評価の在り方に関して

□平成29年7月  
教育課程部会の下に、児童生徒の学習評価に係る専門的な調査審議を行うため、「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」を設置

□平成30年12月17日

第12回児童生徒の学習評価に関するワーキンググループにおいて、「児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）」を取りまとめ

□平成31年1月21日  
中央教育審議会課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」を取りまとめ

※ 3月以降  
「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の指導要録の改善について」（通知）

学習評価について指摘されている課題と基本的な方向性

- 学習評価については、次のような課題が指摘されている。
  - ・ 学期末や学年末の事後的な評価に終始してしまうことが多く、学習評価の結果が児童生徒の学習改善につながっていない。
  - ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない。
  - ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- このような課題並びに教師の働き方改革等の状況を踏まえ、以下を基本に学習評価の改善を検討。
  - ①児童生徒の学習改善につながるものとする
  - ②教師の指導改善につながるものとする
  - ③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直す。

学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

- (観点別学習状況の評価の改善について)  
◆ 観点別学習状況の評価を4観点から3観点到改める。



【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(「知識・技能」の評価について)

- ◆ 「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた個別の知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。(このような考え方は、現行の「知識・理解」、「技能」の観点別評価においても重視)
- ◆ 事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮したペーパーテストの工夫改善、文章による説明や、観察・実験など、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を各教科等の特質に応じて適切に取り入れる。

(「思考・判断・表現」の評価について)

- ◆ 「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。(このような考え方は、現行の「思考・判断・表現」の観点別評価においても重視)
- ◆ ペーパーテストのみならず、論述やレポート、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めてポートフォリオを活用したりするなど、各教科等の特質に応じて評価方法を工夫する。

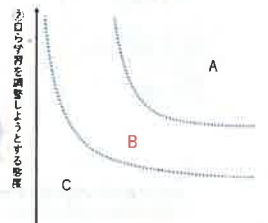
(「主体的に学習に取り組む態度」の評価について)

- ◆ 「学びに向かう力・人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず個人内評価を通じて見取る部分があることに留意が必要。
- ◆ 「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたり学習する基盤を形成する上で極めて重要である。したがって「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際にも生涯にわたり学習する基盤を培う視点をもつことが重要である。
- ◆ このため、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。(現行の「関心・意欲・態度」の評価も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価することを本来の趣旨としており、この点を改めて強調するもの)

- ◆ 本観点に基づく評価としては、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の趣旨に照らして、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
  - ② ①の粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとする側面
- という二つの側面を評価することが求められる。(実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される)

- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、「①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。」とされている。
- これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとして粘り強く取り組む続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



①粘り強く学習に取り組む態度

◆ここでの評価は、その学習の調整が「適切に行われるか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結びついていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められる。

◆具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価・相互評価の状況の考慮など、各教科等の特質に応じた多様な方法を工夫する。

◆発達の段階に照らした場合には、小学校低中学年において児童自ら学習を調整する姿を見取ることが困難な場合もあり得るので、国においては、児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の取組例を示すことが求められる。

(評価の方針等の児童生徒との共有について)

◆学習評価の方針等を児童生徒と共有することは、児童生徒に自らの学習の見通しを持たせ自己の学習の調整を図るきっかけとなることも期待され、また、児童生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて共有することも重要である。

(教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について)

◆言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。

(評価を行う場面や頻度について)

◆「記録」としての評価については、原則として単元や題材等のまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととするが、学習指導要領に定められた各教科等の目標や内容の特質に照らしては、複数の単元や題材にわたって長期的な視点で評価することを可能とすることも考えられる。

(障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に関わる学習評価について)

◆児童生徒一人一人の学習状況を適切に把握することは、新学習指導要領が目指す資質・能力を育成する観点からも重要であり、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導についても、個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科等の目標や内容に応じた学習状況を適切に把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められる。

◆障害のある児童生徒に係る学習評価については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行うことを前提にしつつ、以下の観点から改善することが必要である。

- ・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても文章記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れる
- ・個別の指導計画と指導要録との関係を整理することにより可能な場合には、指導に関する記録の大幅な簡素化を行う

(指導要録の改善について)

◆高等学校における観点別評価を更に充実する観点から、国が示す指導要録の参考様式に観点別評価の記載欄を設ける。

◆教師の勤務実態を踏まえ、指導要録の「指導に関する記録」を大幅に簡素化し、教師による学習評価の結果を受けた指導の改善に重点を置く。

- ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」など文章記述欄は、要点を端的に簡条書きとするなど必要最小限にとどめる。
- ・各学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項の全てを満たす通知表を各学校が定める場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとするができることを明示する。
- ・学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減に向けて、統合型校務支援システム等のICT環境を整備し、校務の情報化を推進する。

教員の働き方改革に資する校務の情報化の推進

学習だけでなく、教員の働き方改革のため、  
ICTを活用した業務効率化を

「統合型校務支援システム」

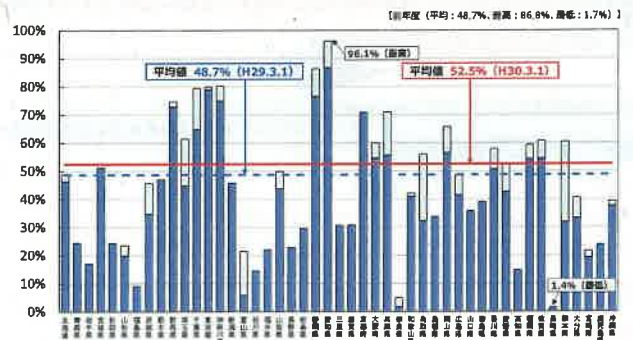
- 教務（成績処理、出欠管理、時数等）
  - 保健（健康診断票、保健室管理等）
  - 指導要録
- 等の学籍、学校事務等の機能を統合したシステム

- 「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図るのに有効。
- 教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有が可能。

「統合型校務支援システムの導入の手引き」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1408684.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408684.htm)

都道府県別 学校における主なICT環境の整備状況

統合型校務支援システム整備率（目標：100%）



## 学校のICT環境整備に係る地方財政措置

### 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、読解能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる読解・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を決定しました。また、このために必要な経費については、2018～2022年度まで単年度1,805億円<sup>(注1)</sup>の地方財政措置を講ずることとされています。

#### 目標としている水準と財政措置額

- 学習用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備<sup>(注1)</sup>
- 指導用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備  
各普通教室1台、特別教室用として6台<sup>(注2)</sup>
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール<sup>(注3)</sup>、手帳用学習用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備<sup>(注4)</sup>



#### 標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県	434万円（25年度）
特別区	573万円（25年度）
市町村	622万円（18年度）
小中併設	595万円（15年度）

（注1）平成28年度は、標準的な1校当たりの財政措置額が434万円（25年度）である。標準的な1校当たりの財政措置額は、標準的な1校当たりの児童数に、標準的な1校当たりの児童数1人あたり1台の割合を乗じて算出する。

#### （観点別学習状況の評価と評定の取扱いについて）

- ◆ 「観点別学習状況評価」と「評定」とは指導と評価の一体化の観点からは、それぞれ次のような役割が期待されている。
  - ・各教科等の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況評価」は、児童生徒がそれぞれの教科での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。
  - ・各教科等の観点別学習状況評価を総合的に捉える「評定」は、児童生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科の学習に課題が認められるかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況を把握し指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。
- ◆ このような評定と観点別学習状況の評価の役割を生かした指導の改善が図られるよう、指導要録の様式の改善や学習評価の趣旨の周知等を行う。

#### （学習評価の高等学校入学選抜・大学入学選抜での利用について）

- ◆ 高等学校入学選抜については、新学習指導要領の趣旨を踏まえた質的改善を図るため、入学選抜の方針や選抜方法の組み合わせ、調査書の利用方法（学力検査の成績との比重や学年ごとの学習評価の重みづけの検討など）等について検討が必要。
- ◆ 大学入学選抜については、各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて、多面的・多角的な評価が行われるよう調査書を適切に活用することが必要。その際、指導要録の簡素化の議論を踏まえ、指導要録を基に作成される調査書についても、大学入学選抜で必要となる情報を整理した上での検討が必要。

#### （外部試験や検定等の学習評価への利用について）

- ◆ 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた試験などの外部試験を児童生徒の学習状況を把握するために用いることは、教師が行う評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要である。その際、各種の外部試験については、学習指導要領とは必ずしも目標や評価の視点が同じではなかったり、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に問うものではないこと、また、それらを考慮する際には、両者の相違を十分に踏まえることが必要である。

#### 学習評価の円滑な改善に向けた条件整備

- ◆ 各学校における学習評価の妥当性・信頼性を高める観点から、
  - ① 国立教育政策研究所における参考資料の作成、
  - ② 教育委員会における教員研修の実施や各種参考資料の作成、
  - ③ 各学校における学習評価の改善に向けた組織的かつ計画的な取組の充実
  - ④ 教員養成課程における学習評価に関する指導の充実
 などに努めることが必要。
- ◆ また、学習評価の趣旨や目的について、教職員や保護者等の学校関係者はもとより広く社会一般に周知を行っていくことも重要。

## 小・中学校「特別の教科 道徳」に係る評価について

### ○新学習指導要領（特別の教科 道徳）

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。  
ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

### 道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、

平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知

#### 【基本的な考え方】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価<sup>(※1)</sup>として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書（いわゆる内申書）に記載せず、中学校・高等学校の入学選抜の合否判定に活用することのないようにする<sup>(※2)</sup>

※1 観点別学習状況の評価や評定には示されない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価  
※2 平成20年3月30日付事務連絡において、再周知



#### 新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配布事業（新規）

新学習指導要領への移行期間中に、指導内容が追加される算数・数学、理科について教科書に準拠した補助教材を作成し、児童生徒に配布

#### <補助教材の必要性>

- 算数・数学、理科について、新学習指導要領への移行期間<sup>(※1)</sup>中に現行学習指導要領に追加して指導する内容<sup>(※2)</sup>の一部は、現在児童生徒が用いている教科書には含まれていないため、それを補完する教材が必要。
- 教員の指導の使いやすさの観点から、現在、児童生徒が使用している教科書に準拠した補助教材を、教科書会社に依頼し作成。
- 補助教材に配慮すべき内容が年度毎に異なるため、それぞれの年度毎に補助教材を作成し、配布。

（※1）小学校の移行期間：平成28年4月1日～平成32年3月31日 中学校の移行期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日  
（※2）例えば、小学校算数の「速さ」は現行学習指導要領では第6学年の指導内容であったが、新学習指導要領では第6学年の指導内容とならないため、平成28年度の全国児童向けに第6学年を認める平成29年度の第5学年の児童は第6学年で「速さ」を学習しないこととなるため、移行措置により、第5年で指導する内容として追加している。

#### <作成が必要な補助教材の一覧>

教科	対象年度・学年	補助教材の内容	経費内訳
小学校算数	平成31年度第3学年用	速さ	23百万円 （人件費、旅費、印刷費等）
	平成31年度第4学年用	小数を用いた、簡単な割合	
中学校数学	平成31年度第1学年用	素数の積、素因数分解、四分位範囲、箱ひげ図（第2学年でも使用）	71百万円 （用紙代、印刷費、製本費等）
	平成32年度第1学年用	素数の積、素因数分解、統計的推定	
中学校理科	平成31年度第1学年用	2力のつりあい、及射撃の性質と利用（第2学年でも使用）	59百万円 （備品費、発送料等）
	平成32年度第1学年用	2力のつりあい、動物の仲間	

作成形式：各教科書別に作成  
配布対象：移行期間中に算数・数学、理科で補助教材が必要な指導内容が追加される全ての児童生徒・担任教師等